



フォーカス：オーストラリアの外国投資規制に対する重要な改定

2010年2月4日

アレックス・ディン（パートナー弁護士）
フィリップ・コーンウェル（パートナー弁護士）
ティム・カーディフ（弁護士）

要約：連邦法である 1975 年外資買収法（*Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975 (Cth)*）が改正され、外国人投資家がオーストラリアの会社に対する、（現在または将来を問わず）影響力または支配権を獲得することになる取引が、オーストラリアの外国投資規制の対象となりました。この他にも、外国投資規制についていくつかの進展がありました。

事業への影響

1975 年外資買収法（以下、「外資法」）の改正は、外国投資取引の過去、現在および将来における当事者が、以下の点をわきまえておくべきことを意味します：

- 未発行株式、転換社債およびその他のより高度な資金調達商品の買取オプション、または海外の融資者に対し潜在的な「株式保有率の引上げ」もしくは議決権を与えるストラクチャーによる外国投資取引は、以下の対象となります：
 - このような取引の審査、条件付加、禁止を行う財務相の権限；および、
 - 外資法の通知義務制度；および、
- 同改正は 2009 年 2 月 12 日に遡って適用されるため、外国人投資家は改正外資法発効後 30 日以内に、外資法に基づく通知義務が求められる 2009 年 2 月 12 日以降に契約調印した投資計画案全てに対し、当該投資計画案調印時点で同法が改正されていたかの如く、財務相に届出なければなりません（但し、以前に自発的な通知制度の下で財務相が届出を受けた場合を除く）。

外資法

法案の修正

2009 年外資買収改正法案（以下、「改正法案」）において政府が発表した通りの外資法の改正案を我々がレポートで取り上げてから、特定の条項の適用につき明確にするために改正法案に対して微細な変更がいくつかなされました。これらの改正は技術的な性質のものであり、改正法案における政府の政策意図の変更を伴うものではありません。

しかしながら、改正法案への一点の留意すべき変更は、外国人投資家の定義の仕方に影響を及ぼす可能性があります。当初の草案による改正法案では、今般新たに外資法の対象となった種類の権利または権益（すなわち「潜在的議決権」または「株式権益に対する権利」）を自社の株主・証券保有者が持っている会社を含めることにより、外国人投資家とみなされる法人の対象範囲が拡大することになっています。そのような会



社が何時にも該当する株主・証券保有者の全てを特定する際に直面する困難を鑑みれば、これらの新種の権利または権益を外国人投資家であると定義づける構成要素の一部となすことは、政府の意図に反します。

したがって、改正外資法は、ある法人が外国人であるか否かを決定する際に当該権利または権益が検討の対象外となるよう、政府が施行規則を作成することを認めています。政府は、これらの施行規則を作成中です。

外資法：主要な改正事項 「相当の権益」と「相当の権益総計」

「相当の権益 (substantial interest)」と「相当の権益総計 (aggregate substantial interest)」は、外国人投資家によるオーストラリアの会社の株式取得に対する外資法適用範囲の基盤となる重要な概念です。

ある会社における相当の権益とは、ある者が単独もしくは関係者 (associates) と共同で、ある会社の議決権の 15%以上を支配する立場にある、または会社の発行済株式の 15%以上に対する権益を保有する場合があります。相当の権益総計とは、複数の者が自らもしくはその関係者と合わせて、40%以上の議決権または発行済株式に対する権益を保有する場合があります。

改正外資法の下では、相当の権益は、今般「潜在的議決権」と「行使されれば発行済株式における権益保有に至る可能性のある権利」を含むこととなった、拡大された概念です：

- 「潜在的議決権」は、将来発生する可能性があり、オーストラリア企業の総会時に行使される可能性のあるオーストラリア企業におけるいかなる議決権をも含む、外資法における新しい定義です；および
- 「行使されれば発行済株式における権益保有に至る可能性のある権利」は、外資法では定義されていませんが、現在または将来行使可能であるか、条件付きであるか否かを問わず、外国人投資家が当該オーストラリア企業に相当の権益を保有しているか否かを決定する際に算入すべき当該オーストラリア企業の株式権益に対するすべての権利を必要とする外資法における新しい概念です。

通知義務

外資法の第 26 条に基づく通知義務制度は、外国人投資家が以下につき財務相に一定の書式で届出を求めています：

- 外国人投資家が、オーストラリア企業における相当の権益または相当の権益総計を保有し始める時期；および
- 外国人投資家が、オーストラリア企業における相当の権益または相当の権益総計を既に保有している場合、その相当の権益または相当の権益総計が増加する時期。

また、通知義務制度はこれから、「潜在的議決権」そして/または「行使されれば発行済株式における権益保有に至る可能性のある権利」を保有する外国人投資家にも適用されます。

オーストラリアの都市型不動産に対する権益

オーストラリアの都市型不動産を扱う外資法の条項にいかなる明示的修正がない一方、「潜在的議決権」と「行使されれば発行済株式における権益保有に至る可能性のある権利」の概念は、外資法の該当条項の対象となる、オーストラリアの都市型不動産における企業の株式権益に適用されると認識すべきです。

外国投資規制におけるその他の最近の展開

基準額の改正

2009年9月22日に、政府は、次の規制から一部のオーストラリア企業を対象外とする上での適用基準額を変更しました：

- かかる企業の株式を取得する外国人投資家の審査、条件付加、禁止を行う財務相の権限；および、
- 外資法の通知義務制度。

新しい基準額は以下の通りです：

投資規模の如何を問わない通知義務	
	<ul style="list-style-type: none"> • すべての非居住用の空地； • すべての住宅用不動産（一部例外適用あり）； • オーストラリアの都市型不動産会社または信託財産のすべての株式またはユニット；および、 • 新規事業設立案を含む外国政府または外国政府機関によるすべての直接投資。
非米国の投資家に適用	
500 万豪ドル	開発済みの非居住用の商業不動産（物件が遺産登録の対象となる場合）。
5,000 万豪ドル	開発済みの非居住用の商業不動産（物件が遺産登録の対象とならない場合）。
2 億 3,100 万豪ドル ¹	<ul style="list-style-type: none"> • オーストラリアの事業に対する権益；または • 在オーストラリア資産を保有またはオーストラリアで事業を営む在外企業に対する権益で、当該標的企業の在オーストラリア資産または事業評価額が基準額以上である。
米国の投資家に適用	
2 億 3,100 万豪ドル ¹	メディア産業など豪米自由貿易協定によって特定された慎重を期する分野に係る： <ul style="list-style-type: none"> • オーストラリアの事業に対する権益；または、 • 在オーストラリア資産を保有またはオーストラリアで事業を営む在外企業に対する権益で、当該標的企業の在オーストラリア資産または事業評価額が基準額以上である。
10 億 400 万豪ドル ²	特定された慎重を期する分野に係らない： <ul style="list-style-type: none"> • オーストラリアの事業に対する権益；または、



- 在オーストラリア資産を保有またはオーストラリアで事業を営む在外企業に対する権益で、当該標的企業の在オーストラリア資産または事業評価額が基準額以上である。

これらの基準値は外国政府または外国政府機関による投資には適用されません。外国政府または外国政府機関によるすべての直接投資（直接であるか、外国政府または外国政府機関が 15%以上所有する会社を通してかは問わない）は引き続き、財務相によって事前承認されるべきであるという政府方針の対象となります。

上院レポート：国有企業による外国投資

2009年9月17日に、上院経済委員会（以下、「委員会」）は、「国有企業による外国投資」に関する調査報告書を提出しました。委員会の調査事項は、政府系投資ファンドおよび国有企業による投資の国際的およびオーストラリアでの経験を調査することでした。

委員会の過半数による提言は以下の通りでした。

- 提言 1 — 外資審議委員会（以下、「FIRB」）は、オーストラリアへの外国投資の恩恵に関する国民の理解を改善するために、より効果的なコミュニケーション戦略を立てること。この戦略では、外国投資の決定がどのようになされるかについても追加情報を提供し、政府系投資ファンドおよび国有企業の国際的な出現に関して情報を提供すること。
- 提言 2 — 大臣は、時宜に適った年次報告書を作成するにあたり FIRB がより細心の注意を払うよう求めること；および、
- 提言 3 — 合計 15%以上に相当せず、したがって、審査対象から免れるような申請によって、小規模の戦略的資産の買収が表に現れない複雑な買収案に対応するために政府は外資法を引き締めること。委員会は、FIRB が買収の様々な構成要素の相互作用を十分に考慮することを希望する。

政策の転換？

2009年9月24日に行われた演説で、FIRB ディレクターであるパトリック・コーマー氏は、レアメタル生産会社ライナス・コーポレーション（Lynas Corp）の中国有色鉱業集団による増資案を拒否する決定の説明を行い、資源分野におけるオーストラリアの会社に対する外国政府所有機関による投資に関して以下の点を指摘しました：

- 連邦政府/FIRB は会社の支配権がその生産物の消費者に移転することを望まない（中国有色鉱業集団の投資は、成功していたならばライナス社の 51.6%を所有する結果をもたらしていた）。このコメントは外国政府の投資家にとどまらないかもしれない。
- 小規模の会社に関しては、連邦政府/FIRB はいずれにせよ、外国人による所有が一般的に 50%より下のレベルに保たれることを好む；および、
- 大規模の会社に関しては、外国人の所有の上限がちょうど 15%であることが好まれる。

このメッセージは 2009年11月4日に報じられた別の演説で連邦政府のジム・マーフィー財務次官補によって繰り返されましたが、これらの示唆は全く公的なものではなく、実務上も固く守られているわけではありません。例えば、ヤン州煤業によるフェリックス・リソースズ（Felix Resources）の 100%買収は将来売却によって株式の保有比率を引き下げることを前提に、またフェリックスは外国資本による合弁事業の 1 参加企業であるという見解の下に承認されました。ラッド政権は 2007年11月以来総額 390 億ドル以上の中国に



よる約 110 件の投資申請を承認しており、正式な拒否は皆無、修正または事業の条件付承認が 5 件のみであったことをマーフィー氏は指摘しています。

財務相は 2009 年 12 月 10 日の演説で政府の政策上の立場を明確にし、すべての産業部門にまたがる外国投資計画案の検討アプローチの 3 つの要点を以下の通り述べました：

「一 投資計画者が資源の買い手でもあるケース、とりわけ、投資計画案が価格設定および生産に支配を及ぼす潜在的可能性があるケースを慎重に吟味する；

二 資源会社への外国投資は、オーストラリアが将来も、既存のおよび潜在的なすべての貿易相手に対して信頼できる供給者であり続けることを妨げてはならない；および

三 事業の透明性と株主による規律は健全な商習慣を促進し維持する上で重要である。基本的に、大手企業は株式市場に引き続き上場していることが好ましい。」

結論

外資法の適用対象となる取引に係る当事者は、オーストラリアの外国投資制度に迅速に対応し、また、外国投資規制と政策協議におけるその他の最近の進展を認識することを徹底すべきです。

脚注

1. この基準は、毎年の物価スライド調整の対象となり、2009 年に発表された 2 億 1900 万豪ドルから 2010 年は 2 億 3100 万豪ドルに引き上げられました。
2. この基準は、毎年の物価スライド調整の対象となり、2009 年に発表された 9 億 5300 万豪ドルから 2010 年の 10 億 400 万豪ドルに引き上げられました。

詳細は以下の弁護士にお問い合わせ下さい：

Phillip Cornwell

Partner, Sydney

Ph: +61 2 9230 4748

Phillip.Cornwell@aar.com.au

Alex Ding

Partner, Sydney

Ph: +61 2 9230 4017

Alex.Ding@aar.com.au

Campbell Davidson

Head of Greater China M&A,

Hong Kong

Ph: +852 2840 1202

Campbell.Davidson@aar.com.au

Jon Webster

Partner, Melbourne

Ph: +61 3 9613 8832

Jon.Webster@aar.com.au

Andrew Knox

Partner, Brisbane

Ph: +61 7 3334 3356

Andrew.Knox@aar.com.au

Erin Feros

Partner, Brisbane

Ph: +61 7 3334 3313

Erin.Feros@aar.com.au

Igor Bogdanich

Partner, Melbourne

Ph: +61 3 9613 8747

Igor.Bogdanich@aar.com.au

Stephen Spargo

Partner, Melbourne

Ph: +61 3 9613 8861

Stephen.Spargo@aar.com.au

Tim Lester (英語・日本語)

Partner, Perth

Ph: +61 8 9488 3841

Tim.Lester@aar.com.au

Nic Tolé

Partner, Perth

Ph: +61 8 9488 3762

Nic.Tole@aar.com.au

Nigel Papi

Partner, Sydney

Ph: +61 2 9230 5179

Nigel.Papi@aar.com.au

浅香 龍吉

Lawyer, Melbourne

Ph: +61 3 9613 8114

Ryokichi.Asaka@aar.com.au